

報 告 事 項 1

教職員人事権の移譲について

平成22年7月21日

教職員人事権移譲に対する府教委の考え方(案)

市町村立小中学校の教職員(県費負担教職員)は市町村の職員であるが、人事権は都道府県教委にあり、給与も都道府県が負担している。(例外的に政令指定都市には人事権、中核市には研修権が移譲されている)

一方、人事権は都道府県教委にあるとされているものの、服務監督権や人事異動の内申権は市町村教委に属するなど、県費負担教職員に対する人事権は細分化され分散している。

これらの権限を一元化するため、中央教育審議会等において、教職員人事権は市町村に移譲すべきとされてきたが、関係者の合意が得られないことなどから制度改正は見送られてきた。

本年4月、文部科学省は「教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとすることは可能」との見解を示し、府内の一部市町村では人事権移譲を求める動きも出てきている。

府教委としては、地方分権、権限と責任の明確化の観点から、市町村に権限移譲する方向性は望ましいとは考えるが、人事権移譲を進めるにあたっては、次の課題があると認識している。

○ 採用関係

- ・ 受験生の数と質の確保(特に近年の大量採用)
- ・ 規模が異なる市町村間での人材確保の不均衡
- ・ 公平性・透明性の確保(選考方法、選考基準、試験問題の公開等)

○ 人事異動・管理職人事関係

- ・ 人事異動の硬直化(広域人事交流の仕組みづくり)
- ・ 児童生徒の減少に伴う教員の過員対策、教員の退職に伴う欠員対策(特定教科)
- ・ 管理職選考における公平性・透明性の確保、広域交流の仕組みづくり

○ 研修関係

- ・ 効果的、効率的な実施(内容の充実等)
- ・ 研修施設の確保

○ その他

- ・ 人事権移譲に対応した体制整備(組織、人員、予算等)

今後、人事権移譲の影響を見極めつつ、上記の課題について市町村と十分な協議を行い、相互に共通認識が得られれば、移譲に向けての手続きを進めていく。

教職員人事権移譲のプロセス(案)

教職員人事権の移譲については、文部科学省から「教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれない範囲において可能」という見解が示された。

県費負担教職員制度の趣旨・目的を損なわないよう、人事権の移譲にあたっては、ブロック単位(旧教育事務所単位)での受入れを基本とし、ブロック内の全ての市町村長と教育委員会が受入れに合意した地区を対象に、人事権関連事務の一括受入れ、事務の共同処理機関(広域人事調整、教員採用・管理職選考・教員研修(法定)の共同実施)の設置を前提として、以下の手順で検討を進めていく。

四者会議

人事権移譲にあたっての基本的考え方を確認し、課題整理や対応方策の検証を行うため、府と市町村、教育委員会のトップが協議する場を設置する。

《設置基準》
ブロック内の全ての市町村長と教育委員会が受入れに合意した地区に設置

《構成》
知事、市町村長、府教委、市町村教委(委員長・教育長)

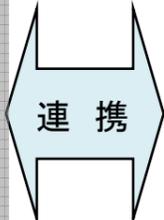
地区プロジェクトチーム

地区内の市町村と大阪府が連携し、人事権移譲における具体的課題の整理、対応方策の検討を行う。

《構成》
市町村分権担当部局・教委(担当室課長等)、府総務部・府教委(担当補佐等)

《協議内容》

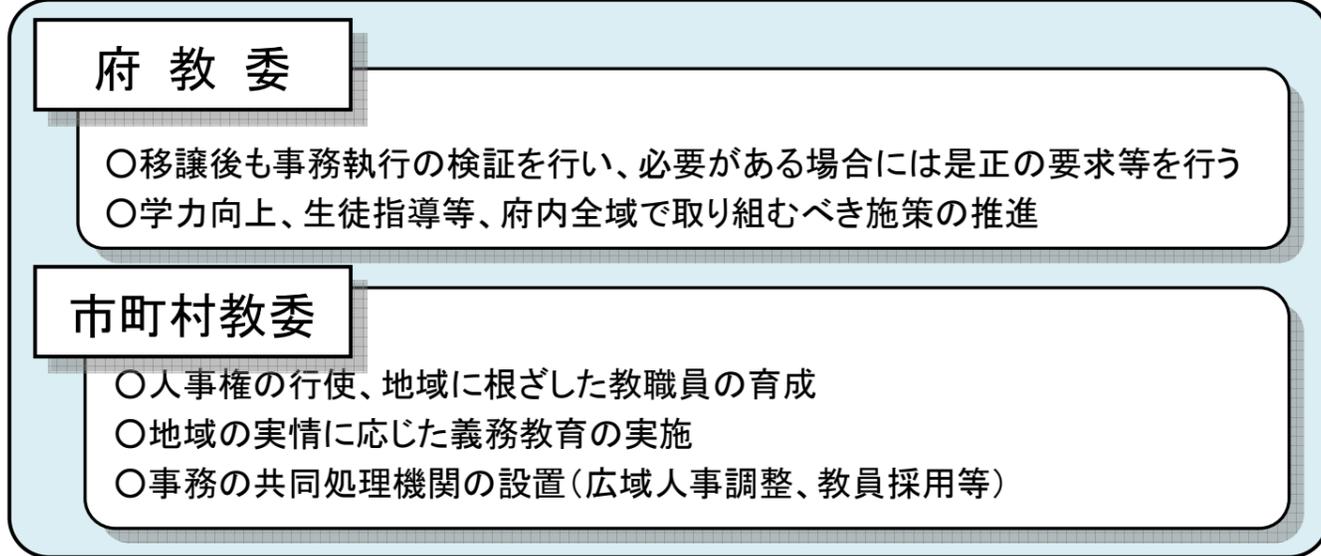
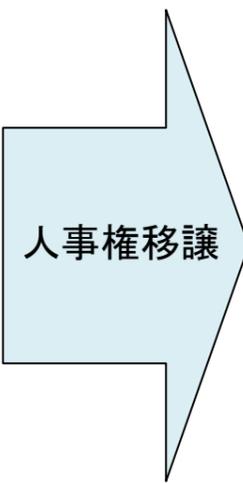
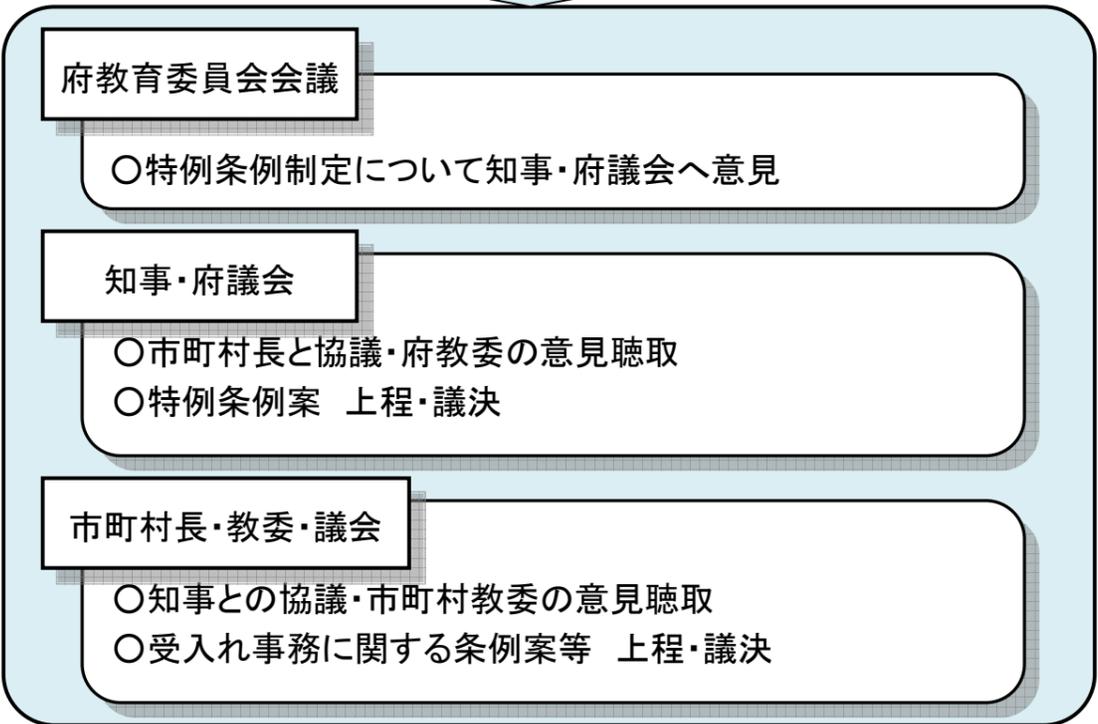
- スケジュールの検討、業務内容の分析
- 各市町村における課題整理、具体的課題の取りまとめ
- 課題への対応方策の検討、広域人事調整(事務の共同処理方法)の検討
- 組織・人員・予算の検討



四者会議での十分な協議を経て移譲手続きへ

反映

【実務研修を通じた課題検証】
移譲前の一定期間、市町村教委の職員が府教委で教員採用、給与決定等の実務研修を行い、課題整理や対応方策を検証し、地区PTの協議等に反映させる。



1 ブロック単位で事務の共同処理機関を設置

人事権を移譲する場合は各市町村への個別移譲となる。その場合、小規模市町村では教員採用への支障、人事異動の硬直化等の恐れがあるため、ブロック単位（旧教育事務所単位）で事務の共同処理機関を設置することを条件とする。

※ブロック単位（旧教育事務所単位）とする考え方

- ・人事異動の硬直化等を招かない規模を確保。
- ・これまでの経緯から各市町村の結びつきが強い。

■地区別の人口・児童生徒数・教職員数（H22年）

地区名	人口（千人）	児童生徒数（人）	教職員数（人）
豊能	656	52,159	3,091
三島	1,095	91,942	5,303
北河内	1,179	100,687	5,810
中河内	849	70,006	4,034
南河内	634	54,984	3,225
泉北	336	33,649	1,841
泉南	581	55,180	3,221

■参考データ(H21学校基本調査等)

- 鳥取県 人口:598千人
児童生徒数:48,990人
教職員数:4,715人
- 島根県 人口:727千人
児童生徒数:58,588人
教職員数:6,141人

2 教員採用、管理職選考（校長・教頭）、教員研修（法定）を共同実施

事務の共同処理機関で広域人事調整を行うとともに、小規模市町村では支障が出る恐れがある次の事務を共同実施することを条件とする。

- (1) 教員採用・・・受験生の確保、均衡ある人材確保、公平性・透明性の確保
- (2) 管理職選考・・・公平性・透明性の確保、幅広い人材確保
- (3) 教員研修・・・効果的・効率的な実施

■新規採用教員の配置が少ない市町村(H22年度)

市町村名	配置数
千早赤阪村	1
田尻町・岬町	2
太子町	3
能勢町・豊能町・熊取町	5

3 教職員人事権に関する事務の一括受入れ

人事権に関する事務は相互に密接に関連しており、採用、任免、給与の決定、懲戒等の全ての事務を各市町村が一括で受け入れることを条件とする。